



禁止区域内における

客引き行為等は禁止です!!

客引き行為等禁止区域内(道路や公園などの公共の場所)で禁止される行為



客引き行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為をいいます。



勧誘行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいいます。



客待ち・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為及び声をかけられる目的で、うろつき、とどまる行為をいいます。



店舗等が客引き(勧誘)を利用する行為



店舗等が、客引き行為等を行う者を利用したり、その関係者から紹介を受けた客を店舗等に立ち入らせ、若しくは立ち入らせようとする行為をいいます。

※「客引き行為等を行う者」とは過去に市の指導等を受けたことがある者をいいます。

違反行為者等の公表



客引き行為等禁止区域



客引き行為等禁止区域(道路や公園等の公共の場所が対象)

命令に違反したり、質問や立入調査に対して虚偽の報告

や拒否したりすると「5万円の過料」が科されるとともに

「氏名(店舗名)等の公表」をすることがあります。

※市の「客引き行為等対策指導員」が巡回指導・啓発を行います。

禁止行為を確認した場合は「指導」し、禁止行為をやめない場合は、「勧告」を行います。勧告に従わない場合は、禁止行為の中止を「命令」します。

※条例の施行に必要な限度において、質問や立入調査を行います。

※客引き行為等(準備行動を含む)を確認した場合は、注意又は指導し、中止しない場合は、通学している学校に対し情報提供します。

客引きを利用しないでください

客引きをなくしていくためにも皆さまのご協力が必要です。お店選びは客引きを使わないお店で!!



客引きしない・使わない宣言店一覧



岐阜市・岐阜駅北地区自治会連絡会・岐阜中警察署

TEL : 058-214-4963

岐阜市公式ホームページ 客引き

検索